

## 宮崎県立日南病院キッチンカー出店に関する募集要項

令和7年4月21日

宮崎県立日南病院

宮崎県立日南病院では、来院される方や病院職員等への満足度向上を図るため、病院敷地内において、キッチンカーによる食事の販売提供が可能な事業者を募集する。

### 1 出店募集期間

- (1) 出店期間 令和7年5月8日～令和8年3月31日
- (2) 出店日 週1回(毎週木曜日予定)
- (3) 出店時間 午前11時から午後2時まで(応相談)

### 2 場所及び面積、使用料

- (1) 出店場所 当院敷地内で院長が指定した場所  
(北玄関入り口近くの1区画) ※ 出店場所参照
- (2) 出店面積 幅5m程度×奥行き2.5m程度の1区画
- (3) 使用料 病院局公有財産取扱規程 に基づき徴収する  
使用料は行政財産の目的外使用許可に係る使用料算定要領別記様式  
第2号を使用し算定する  
1日あたりの使用料:約36円

### 3 出店形態

- (1) 軽トラック、軽ワンボックス等を用いた移動式対面販売であること。
- (2) 食事の提供のみで飲料は原則不可とし、保健所で営業許可を受けていること。

### 4 募集期限

令和7年4月21日(月)より随時募集

※ 概ね販売日の2週間前までに申請のこと。

### 5 申込方法

別紙「行政財産使用許可申請書」を郵送、FAX又は電子メールにて宮崎県立日南病院  
医事・経営企画課へ提出のこと。

[送付先] 宮崎県立日南病院 医事・経営企画課 経営企画担当

郵送先住所 〒880-0035 日南市木山1の9の5

※ 封書には「キッチンカー出店希望」と記載

電話番号 0987-23-3111 FAX番号 0987-23-5142

電子メール nichinan-hp@pref.miyazaki.jp 「キッチンカー出店希望」と件名に記載

## 6 出店条件等

### (1) 応募資格

- ・ 電力、給水設備、消火器を有していること。
- ・ 食品営業許可証(自動車による営業に限る)、食品衛生責任者等、法令により必要となる資格を有していること。
- ・ 出店者や関係者(従事者含む)等が、反社会的勢力関係者でないこと。
- ・ 直近3年間に於いて都道府県民税及び事業税に関し滞納がないこと。

### (2) 出店品目

- ・ 出店することができる品目は、食物に限る。
- ・ アルコール類、やけどの発生など危険が伴うもの、腐敗及び悪臭発生のおそれがあるものの販売は禁止する。

### (3) 出店品等の表示等

- ・ 店舗先に表示する看板や説明文等に、誇大又は虚偽の記載をしないこと。
- ・ 「家庭用品品質表示法」、「食品表示法」、「JAS 法」、「不当景品類及び不当表示防止法」等に定められた表示方法・内容を遵守すること。
- ・ 「特定原材料に準ずるもの」については、可能な限り表示すること。

### (4) 留意事項

- ・ 各種法令等に違反しないこと。また、公序に反しないこと。
- ・ 食品の取扱については、衛生面で十分な配慮や異物の混入防止等の管理面を徹底するとともに、食中毒や感染症、事故、苦情が発生しないように十分注意し、万一、事故等が発生した場合は、速やかに宮崎県立日南病院 医事・経営企画課 経営企画担当に報告し、協議の上、出店者自らの責任と費用を持って事後対応をすること。
- ・ 出店・販売により発生したゴミは出店者が必ず持ち帰ること。
- ・ 売上金、商品、釣り銭は出店者が自己責任により管理すること。
- ・ 出店者と利用者または病院来院者、病院職員にて発生する、人身・物損・盗難等の事故に関して、宮崎県立日南病院は一切の責任を負わない。
- ・ 出店に必要なテント、机、イスなどの資機材はすべて出店者が用意すること。
- ・ 個別の給排水設備は病院から供給できない。病院内給排水設備の使用も禁止する。ただし、店員の病院トイレ利用は指定した箇所のみ許可する。
- ・ 出店にかかる経費の補償はしない。
- ・ 病院敷地内での喫煙は全面禁止とする。
- ・ 出店者が宮崎県立日南病院の指示に従わない場合は、即時退去を求め、承認を取り消すものとする。

- ・ 承認書の条件に定めのない事項について疑義が生じた場合は、宮崎県立日南病院と出店者の双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

## 7 出店に際しての協議

応募者が2人以上あるときは、すべての応募者を招集し、出店について協議を行うことがある。

なお、決定後は、出店予定者あてにメール等により通知するとともに、当院ホームページで公表する。

## 8 行政財産使用許可申請書

出店予定者は「行政財産使用許可申請書」に必要事項を記載し、提出すること。

## 9 行政財産使用と使用料

所定の手続きを経て「行政財産使用許可証」を交付する。なお使用料については出店期間終了後に「納入通知書」を交付するので、納入通知書に記述された期限までに納付すること。

## 10 注意事項

- (1) 食品衛生法その他関連法令を遵守し、食中毒予防策及び感染予防策に万全を期すること。
- (2) 食品等取扱者の体調管理やこまめな手洗い、アルコール等による手指消毒、マスクの着用など、通常の食中毒予防及び感染予防のために行っている一般的な衛生管理を必ず実施すること。
- (3) 販売価格は、社会通念から逸脱しない適切な価格で提供すること。
- (4) 飲食に伴うごみ等については、出店者がゴミ箱を設置することで回収すること。
- (5) ゴミ・排水は使用者が持ち帰ること。
- (6) 使用場所の清掃は、使用者が実施すること。
- (7) 出店による事故は、使用者の責任において対処すること。
- (8) 出店における備品等の維持管理及び防犯対策は、使用者の責任において実施すること。
- (9) 来院者の往来の妨げにならないよう十分配慮すること。
- (10) 病院内での客引きは行わないこと。病院内における広告については宮崎県立日南病院長の許可を受けた場合に実施できる。
- (11) 拡声器の使用は禁止する。音響設備については患者の療養環境を妨げない範囲で使用できるが、患者から療養環境を妨げている旨の抗議が出た場合は、使用の許可を取り消す。

- (12) 電気・水道は、使用者で準備すること。ただし、電気について使用者で準備ができない特別な事情がある場合(機器のトラブル等)のみ、協議の上、当院の電気の使用を認める。なお使用料は、光熱水費算定要領に基づき徴収する。
- (13) 病院内の手洗い場・トイレ等において、使用者の資機材の洗浄は禁止する。
- (14) 病院敷地内において喫煙してはならない。
- (15) 出店場所について、社会状況により診察スペースに転用することがあるので、その場合は代替地への移転とする。

#### ※参考 出店場所の位置

